

令和7年度 人権教育・啓発推進懇談会書面開催に係る各委員からの御意見

1 意見提出者数

委員総数15名中、12名の委員から御意見がありました。

2 群馬県人権教育・啓発推進懇談会設置要綱第7条による会長及び副会長の選出について

委員の互選により、次のとおり決定されました。

会長 栗原 幸正氏

副会長 加藤 勝二氏

3 「第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」令和6年度推進状況にかかる御意見等

人権分野	御意見等
女性	○家庭内での家事育児の分担について 令和7年度の課題として、「令和7年度から新たに家庭内での家事・育児分担等推進事業を実施する」とあるが、具体的な取り組み内容がわからない。各家庭ごとの実情が違うのに、行政が家庭のモデル等を示すことで、よりプレッシャーをかけることにならないか心配である。

人権分野	御意見等
子どもたち	○子どもの加害・被害（特に性犯罪）について 現在、全国的に子どもの加害・被害（特に性犯罪）が増えており、群馬県内でもその傾向が顕著である。学校内で加害・被害が起きたときの対応について、マニュアルはあるものの、周知されていない。学校、児童相談所、教育委員会が連携して対応できる取組について検討していただきたい。また、加害児童の再犯防止の観点から、家庭と連携したケアが必要なので、その取組についても検討していただきたい。 ○児童虐待対策について 「家庭支援・子育て支援・社会的養護が必要となった子どもの自立支援等、職員の資質向上が求められている」とあるが、具体的な内容が分からない。 ○里親委託の推進について 里親委託は推進すべきとしつつ、現場では児童とのミスマッチを恐れ、新規里親への委託に消極的になっているとの話も聞く。実際の登録者数の調査、そのうちの程度の方に委託をしているのか把握して、既に登録をしている里親からより積極的に委託の打診ができないか、検討していただきたい。 ○里親制度について 里親制度の認知度を高めるため、さらなる広報啓発活動を行うとともに、制度説明会や体験発表会など、里親開拓に資する取組を、教育現場をはじめ企業などを対象に実施し広げていきたい。 ○里親委託の推進について 「家庭養育優先原則に基づく里親委託の推進」とあるが、里親委託の前段階の、家庭支援・子育て支援の対策が必要なのではないか。 ○中学校の部活動について 明治時代に生徒が始めた学校部活動は、現在我が国の教育文化と言える。これには法的根拠はないが、私たち日本国民は長きにわたりこの恩恵を享受してきた。今、中学校の部活動が大きく変えられようとしている。 ・利点：公平性／放課後の居場所／移動時間が短い／学校施設の有効利用／経済的負担が少ない／生徒同士や教職員との関わり、集団行動、母校への思い／成長期の体力作り／授業では学べない様々な経験と継続性など ・問題点：ほとんどの保護者に理解されないまま進められているので、現場は混乱している。教職員にも十分理解されていない印象を受ける。 活動を学校の外に移す場合、費用や送迎などの負担はどのようにするのか。保護者の負担が増えれば、真っ先に影響を受けるのは経済事業が厳しい家庭やひとり親家庭等の子どもたちだ。この格差は、当然教育の格差に繋がる。現状のままだと教職員の負担が大きい。一方で、中学校の教員を志望する理由（やりがい）に部活動をあげる人もいと聞く。また、高校部活動への流れはどうなるのか。

	現在の中学校の部活動に期待することの1つに居場所の確保がある。これを失い孤立してしまう者をつくれば、過剰なインターネットの使用、いじめ、家族間の不和、ひきこもり、不登校等の負の連鎖が推測される。中学校の部活動は、スポーツや芸術に触れるだけではなく、多感な思春期の子どもたちの心身の成長に深く関係していると考えられるので、この学びの機会を変えようとするなら、特に公平性を保ちながら丁寧に進める必要があると思う。
--	---

人権分野	御意見等
高齢者	○交通事情への対応について
	群馬県での生活には、自動車が必須にならざるを得ない交通事情がある中で、自動車運転免許証を返納した高齢者に対しては、バス・タクシー券の交付等といったサポートがある。しかし高齢者のみの世帯や独居高齢者は、日常生活の買い物や通院等に不便をきたすことが予想されたり、実際に不便になっている現実がある。介護認定を受けるほどではない高齢者も、安心して地域で生活することができるよう、より細やかな取り組みが早急に必要である。
	○社会参加の支援について
	近年共働きの家庭が増えた上に、定年後も働く人が増えている。人口が少ない町村部においては、地域の役職や行事を高齢者が担わざるを得ない実情があり、現実既に担っている。県では、高齢者が地域の担い手として社会参加できるように研修会を実施しているとあるが、都市部が対象のようで、群馬県の多くの市町村の実態と乖離しているのではないかと。研修修了者を地域で活用できるように、積極的な支援をお願いしたい。
	○成年後見制度の普及促進について
	「地域における成年後見制度の担い手確保」とあるが、地域に適切な人材がいるのだろうか。担い手の資格や研修制度、必要な専門性について具体的なことを知りたい。
	○慶祝事業について
	高齢者福祉への理解促進が、敬老の日の長寿者慶祝等で本当に達成されるのだろうか。高齢者への表敬訪問は、訪問を受ける本人や家族の負担もあり、一般の人への高齢者福祉への理解促進を考えると、表敬訪問をニュースで取り上げてもらうだけでは弱いのではないかと。高齢者福祉を理解できるような一般向けのイベントを考える必要があるのではないかと。
	○「高齢者」の表記方法について
	仕方がない事かもしれないが、高齢者という表記を多くの場所以で用いているのに、「老人の日」「老人週間」という表記が慶祝事業に出てくことに違和感を感じた。
	○高齢者虐待について
	高齢者虐待は、本人の尊厳を著しく損なう深刻な人権侵害である。特に認知症や障がいのある高齢者は、虐待のリスクが高く、家庭や施設といった外部から見えにくい場所で発生しやすいという特徴がある。 すべての人が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、虐待を早期に発見し、迅速に対応できる体制の整備が不可欠である。「高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」では、虐待を発見した際の通報義務が明記されているが、それと同時に、虐待を未然に防ぐ仕組みの構築も重要である。 特に重視すべきは、「気づきの力」を地域全体で高めていくことである。身体的な傷だけでなく、言動の変化や生活環境の乱れといった小さなサインに、いち早く気づける感覚を養う必要がある。これは介護職員だけでなく、地域の民生委員や郵便配達員など、日常的に高齢者と接するあらゆる立場の人々に求められる。一方で、「通報してもいいのか判断に迷う」「面倒なことに巻き込まれたくない」といった通報へのためらいも根強く、結果的に対応の遅れを招くことがある。 高齢者虐待の防止は、家庭や施設だけの問題ではなく、地域全体で取り組むべき課題である。そのためには、虐待を見逃さず、見守りネットワークの強化や、関係者への研修・啓発の充実など未然に防ぐための仕組みを地域全体で検討し、実効性のある取組が必要だと思ふ。

人権分野	御意見等
障害のある人たち	○地域における障害者の生活支援と適切な情報提供について
	生活支援を必要とする障害者の人数や実態は、市町村によりかなり違うのではと思う。支援体制の整備や現状の体制の隙間を埋めるような、市町村を越えた支援体制を県として進める必要があると思う。
	○障害者を支援する人材の確保について
	障害のある方の地域移行の推進を行うべく、サービスの充実や「地域生活拠点等」の整備等を図る必要がある中で、障害者支援を行う人材不足が深刻な状況にある。障害のある方への虐待防止の観点からも、支援者等に対する研修の実施に加えて、人材不足解消に向けた取り組みが急務である。
	○障害のある人の権利擁護について
	全県を対象とした障害のある方からの相談件数が250件というのは少なすぎないか。おそらく他の民間の相談機関に裏側で支えていただいているのだと思うが、公的な相談機関のさらなる充実が必要ではないだろうか。そのためには回線や相談員の増加に加えて、周知の充実が望まれる。
	○各種啓発事業や研修の実施について
	実施報告に、参加者数や応募総数がないため、どれくらいの人たちに広がりが出ているのかについてつかめない。数値目標を設定する必要はないと考えるが、施策の実施状況について具体的なデータを元に次の施策を検討していただくことが必要かと考える。
	○各種啓発事業について
	「知的障害者福祉月間記念行事」の開催趣旨である「知的障害者への理解を深めるとともに、教育の推進ならびに福祉の向上と充実に寄与する」をより多くの人に理解していただくには、関係者のみの参加ではなく、興味や関心のない人たちへの理解及び啓発も進める必要がある。
	○障害者雇用について
	障害者雇用率が上昇しているとのことだが、県内の障害者で職を求めている人、また職に就くことが可能である人は、障害種別ごとにどれくらいいるのか。また、雇用の際に企業へ県から補助金等の措置はあるのか。
	○高等学校における通級指導について
	高等学校における通級指導は、生徒の気持ちに寄り添う「ぐんま方式」によって実施しているとあるが、「ぐんま方式」とはどのような方式で、他県における通級指導教室や小中学校における通級指導教室とどのような点で優れているのかについての説明が欲しい。
	○「群馬県人権教育充実指針」に基づいた人権教育の推進について
	全県で人権教育に取り組んでいると述べているのに、どうして県の研究指定校がこれだけ広い群馬県において中学校1校なのか。少なくとも全県の教育事務所管内毎に、幼・小・中・高・特の研究指定校が1校指定され、2年毎に研究発表会等で人権教育の今を、授業という形で周知していく事が必要なのではないか。また、令和7年度の課題については、内容の抽象度が高すぎて、具体的な道筋が見えてこないような気がした。 子どもたちがエージェンシーを発揮した学びの機会を保障するためにインクルーシブ教育に係る実践を推進するとあるが、インクルーシブ教育を推進すると子どもたちはエージェンシーが発揮できるということなのか。主旨が読み取れない。

人権分野	御意見等
同和問題	○人権啓発について
	現在、人権啓発を担う専門員が欠員となっていることにより、講演会や研修への講師派遣が十分に対応できない状況は、人権に関する正しい知識や意識を広めるための大切な活動が滞り、地域社会全体の人権意識の向上にも悪影響を及ぼしかねない。 人権啓発は、単に知識を伝えるだけでなく、私たち一人ひとりが差別や偏見に気づき、自らの考えや行動を見直す「きっかけ」をつくる大切な取り組みである。こうした活動を安定的に続けるためには、専門性をもった人材の確保と定着が是非とも必要である。

	専門員が欠員となっている背景には、待遇や雇用環境などの課題がある可能性もあるため、専門職として長く働き続けられる仕組み（雇用条件や研修制度の見直し）を進めることが必要ではないか。また、講師派遣が困難な場合には、①弁護士や福祉関係者、人権活動に携わる民間の専門家を事前に登録し、講師ネットワークを構築することや、②オンライン講演や録画教材の整備と活用により、会場に講師を呼ばなくても学べる環境を整えることも必要と思われる。
--	---

人権分野	御意見等
外国籍の人たち	○条例や計画に基づく総合的かつ計画的な多文化共生・共創施策の推進
	外国籍の方々に日本語を伝えていく事も重要と考えるが、掲示に多言語での表記がもっとなされることも重要かと考える。観光客のためではなく、群馬に居住する外国籍の方々がいつでも住みやすい事が大切かと思う。
	○教育面・心理面の包括的な支援の充実
	○多言語対応教材を活用した外国人児童生徒等の家庭への啓発や進路指導の実施
	○民間ボランティアやスポーツ活動の支援
	令和6年度の活動が多様に記載されているのだが、令和7年度の課題が全て同じというのはいかがなものか。キーパーソンをどのように発掘するか具体的な施策が重要かと思う。
	○防犯パトロールについて
	ここになぜ防犯パトロールが出てくるのが疑問である。読み取り方次第では、外国籍の方々が防犯の前提となっているようにも読み取れるのではないか。
	○外国認可外保育施設の現状について
	外国人児童を保育する認可外保育施設は、国の無償化基準の見直しを求めている。これは、保育の前提条件となる日本の保育資格を持つ保育士の確保が困難であることが原因である。現在、ある市のブラジル人認可外保育施設に、ブラジルや南米諸国出身の0～5歳までの外国人児童32人が通っている。認可外保育施設の認可を受けるには、資格を有する保育士の数や児童1人あたりの保育室の施設などの国の基準を満たさなければならないが、5年間の待機期間が設けられている。しかし施設検査が実施された際にこれらの基準が満たされるかは、不明である。自治体と認可外保育施設双方の視点から、課題と方向性を明確にしていける必要がある。

人権分野	御意見等
HIV感染者等の人たち	○偏見・差別の解消を目的とした講演会等の開催、啓発資料作成、各種広報啓発 ○「世界エイズデー」や「HIV検査普及週間」における広報啓発 ○新たな感染症が発生した場合の人権侵害防止 ○医療従事者に対するHIV診療に必要な知識等の研修等
	令和7年度の課題が全て同じというのはいかがなものか。課題の抽象度が高いと、具体的に何をしているのかが見えなくなってしまう。より具体的な改善が図られるような記述を期待する。

人権分野	御意見等
ハンセン病元患者の人たち	○社会復帰について
	平均年齢が90歳近くと高齢化しているという実態の中で、元患者でなくても介護等の面から施設に入所する者が多くなる年齢なので、社会復帰というよりも社会参加でよいのではないだろうか。

人権分野	御意見等
インターネットによる人権侵害	○高校生に対する施策について
	担当課が「生活こども課」「私学・青少年課」「義務教育課」とあるが、「高校教育課」の記載がなかった。インターネットによる人権侵害等の問題が起こりやすいと思われる高校生に対しての施策はないのか。

	○インターネットによる人権侵害について
	人権侵害は深刻であり、法整備等を含め各種の対応が必要と思われる。
	○差別的な書き込みへの対応について
	近年、インターネット上では、特定の地域や出自に対する差別的な書き込みが目立ち、とりわけ同和問題に関する差別表現が深刻な人権侵害となっている。具体的には、特定の地区名をあげた誹謗中傷や、根拠のない偏見を広める投稿など、本人や地域への大きな影響が懸念される。
	こうした状況に対し、県民、学校関係者、事業者などが、差別的投稿を見かけた際に「どのように行動すればよいか」を共通して理解できるようなガイドラインが必要だと考える。誰もが迷わず迅速に対応できる体制づくりが必要だと思う。
	また、法務局や関係団体と連携した専門相談窓口を常設化し、通報・相談窓口を明示し、匿名での利用も可能とするなど、小中学生等の若年層や外国籍の人たち、社会的に弱い立場の方々が安心して声を上げられる環境作りが必要だと思う。
	○情報流通プラットフォーム対処法について
	インターネットが普及して以降、ＳＮＳや匿名掲示板を利用した悪質な書き込みなどの誹謗中傷が後を絶たない。また個人情報の無断掲載等の問題も未だに起こっている。
	今年の４月１日から「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、大規模なプラットフォーム事業者（Google、yahoo等）に対して、削除などの対応の迅速化や運用状況の透明化が義務付けられた。費用等の関係から、個人として訴えができないとしても、悪質な書き込みや権利侵害に対して、事業者側が迅速に対応することで、被害を抑えることができるようになった。しかし、民間である事業者がその権利侵害などの判定を行う困難さや、外国サイトの場合は日本の法律を適用できないなどの問題も残っている。
	引き続き、県民全体で人権侵害を未然に防げるような取組を行っていく必要がある。
	○子どもたちが安全にインターネットを利用するための啓発について
	小中学校で、タブレット端末の貸与によりインターネット利用が拡大している。もはや、なくてはならないものだが、多くのトラブルが発生していて、子どもたちが被害者・加害者の両方になる可能性がある。親・先生からの指導も必要だが、危険を察知する能力の向上や、子どもたちが自ら情報を取捨選択できるように、啓発していくことが大事だと思う。もしトラブルに巻き込まれた時に、相談しやすい環境が必要だと思う。引き続き、子どもたちへの支援をお願いしたい。

人権分野	御意見等
その他	○人権侵害が行われることについて
	選挙やSNS等を用いて、大手を振って人権侵害が行われるケースが目につくようになってきた。これまで、大人は倫理観や良識をもっているものという大前提があったように思うが、それがぼやけてきたように思われる。それだけに、今後は人権を守る教育の重要性がさらに高まると思うと同時に、この懇談会の存在が意義あるものになっていくと感じている。
	○男性の人権課題への対応について
	人権課題として、女性における推進状況はあげられているが、同時に、男性の人権についても考慮した取組が必要と考える。例えば、男性に対するＤＶ防止対策や被害者支援についてなど。
	○寛容の精神を持つことが重要
	男の子が「くん」付けで呼ばれるのが嫌だった、女の子が「ちゃん」付けが嫌だった、という話があると、じゃあ全員「さん」付けで呼べば良いとすることがある。「くん」や「ちゃん」と呼ばれることを制限するよりも、本当の問題は嫌な気持ちになった子が、嫌と言えないことではないか。お互いの考え方を尊重することが重要で、個々の考え方に余分な制限を加えることは、また別の問題を生むだけではないか。許容できない「ちょっとしたこと」が「すごく悪いこと」になってしまうのではないか。
	○計画の概要の記載方法について
	「第１ 計画の概要」にある「５ 目標達成のための指標」の割合を、項目ごとに細かく知ることができると、具体策に対する評価がしやすい。